



認可対象候補物質として 6 物質を追加提案

欧州化学物質庁 (ECHA) は 2016 年 9 月 6 日、認可対象候補物質 (SVHC) に 16 次の認可対象候補物質として、新たに 6 物質を追加する提案について意見募集を開始しました。

意見募集は 10 月 21 日まで実施され、その後の検討を経て、12 月に第 16 次の SVHC として公表される見込みです。

今回追加提案された物質は、次の通りです。

- 4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノール A)
(4,4'-isopropylidenediphenol (bisphenol A))
(CAS番号:80-05-7)
- 4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖
(4-Heptylphenol, branched and linear)
(CAS番号:-)
- 4-tert-ブチルフェノール (4-tert-butylphenol)
(CAS番号:98-54-4)
- ベンゼン-1,2,4-トリカルボン酸 1,2-無水物
(Benzene-1,2,4-tricarboxylic acid
1,2-anhydride (trimellitic anhydride))
(CAS番号:552-30-7)
- ノナデカフルオロデカン酸とそのナトリウム、アンモニウム塩
(Nonadecafluorodecanoic acid (PFDA)
and its sodium and ammonium salts)
(CAS番号:3108-42-7,335-76-2,3830-45-3)
- 4-tert-ペンチルフェノール
(p-(1,1-dimethylpropyl)phenol)
(CAS番号:80-46-6)

当社では SVHC リストに記載されているフタル酸エステル類などの可塑剤、HBCDD などの難燃剤、有機スズ、多環芳香族についても分析の実績があります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2016年9月6日付 欧州化学物質庁ホームページ

分析技術箇所 五月女欣央

ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査結果について (平成 27 年度)

環境省は、平成 2 年 5 月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水の水質濃度に係る上限としての指針値等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定し、都道府県に通知しました。都道府県等においては、同指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査・指導が行われています。

環境省では、平成 2 年度から、地方自治体が実施したゴルフ場排水等の水質調査結果を取りまとめ、また、平成 16 年度からは、環境省地方環境事務所が実施した水質調査結果についても併せて取りまとめています。

平成 27 年度の調査では、515 か所のゴルフ場を対象に、調査対象農薬数として 125 農薬 (114 成分:塩違い等化学的構造の一部に違いはあるものの、環境中で同一の成分となる農薬については、複数の農薬を 1 つの成分として指針値を設定しているものもある)、延べ 15,902 検体について、実施しています。その結果、ゴルフ場排水の水質濃度の指針値を超過した事例はありませんでした。

当社では、ゴルフ場で使用される農薬分析の実績がございます。お気軽にご相談ください。

資料 2016年9月16日付 環境省 報道発表資料

分析技術箇所 長谷川知草

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果\(平成 26 年度\)について](#)

[2. 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について](#)

[3. 平成 27 年度アスベスト大気濃度調査結果について](#)



“水道法水質基準全項目”等においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得!

この度、当社では“水道法水質基準全項目 (51 項目) 及びサンプリングについて、試験所の国際規格 (ISO/IEC 17025) の認定範囲拡大が認定機関である JAB に承認されました。これにより、当社の認定取得範囲が今までの化学試験、放射能・放射線試験に食品試験が追加となりました。

お問い合わせはこちら